

○3月町議会定例会が開催されました

◎主な審議事項は次のとおりです。

○平成21年度各会計別予算決まる

本会議で予算等審査特別委員会に審査を付託し、12日、13日、16日、17日の4日間審査し、26日(木曜)の本会議において採決。賛成多数で「原案可決」と決定しました。

反対討論：梅津伸子議員 賛成討論：常通直人議員 飛田秀樹議員
(一般会計・8特別会計・2事業会計及び12予算関連議案)

3日(火曜) 定例会を開会

○専決処分(一般会計補正予算)報告について承認を求める件

除雪関連経費として、2,600万円を追加する補正予算を承認しました。

○人権擁護委員推薦につき意見を求める件

人権擁護委員の推薦に対する諮問について、土岐一雄氏を推薦することに「意見なし」と答申しました。

○芽室町公平委員会委員選任につき同意を求める件

平成21年3月25日で任期満了となる芽室町公平委員会委員に稲垣順子氏、堂畑忠雄氏を再任、磯貝佳市郎氏の後任に寺町平一氏を選任することに同意しました。

○芽室小学校地震補強(大規模改造)工事(建築主体・機械設備)請負契約締結の件

芽室小学校の地震補強工事3億4,482万円の契約締結について、原案のとおり可決しました。

9日(月曜)、10日(火曜) 定例会を再開(一般質問)

○一般質問 9日は、唯野義勝、広瀬重雄、岩間裕信、齋藤幸子、西尾一則の5議員、10日は高橋仁美、常通直人、小椋孝雄、梅津伸子の4議員が行いました。詳細につきましては、来月発行の議会だよりに掲載する予定です。

26日(木曜) 定例会を再開

○芽室町監査委員選任につき同意を求める件

平成21年3月31日で任期満了となる伊勢茂氏を選任することに同意しました。

○芽室町ふるさと応援寄附条例制定の件

寄附の取扱いに関するルールを明確にするとともに、芽室町をPRし、寄附金を受けやすい環境をつくることを目的に、議員4名で提出した条例案を可決しました。

○意見書提出の件

3月3日に各常任委員会に審査を付託された陳情は、全て「採択すべきもの」と決定し、次のとおり意見書提出について可決しました。

議件	議案等名	審議結果
会議案	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の件	原案可決
会議案	雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書提出の件	原案可決
会議案	公的医療機関の安定経営と地域医療の確保及び療養病床の存続を求める意見書提出の件	原案可決

※可決された意見書は、国及び関係機関に提出しました。

※意見書は次のとおりです。

所得税法第56条の廃止を求める意見書

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。

その中小零細業者を支えている家族従業員の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に参入しない」により、必要経費として認められていない。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で、家族従業員はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっている。家業を手伝いたくても手伝えないことが、後継者不足に拍車をかけている。

税法上では青色申告にすれば、給料を経費にすることができるが、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾している。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では、「自家労賃を必要経費」としている中、大きな見直しを求める声も出ている。税法上も、民法、労働法や社会保障上でも家族従業員の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条を廃止するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

北海道芽室町議会議長 高橋 源

雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書

記

- 雇用対策の充実・強化
 - 安心・安全な食料生産と環境保全を展望するとともに、農漁業や食品関連産業育成に力点を置いた政策の展開を通じて雇用創出を図ること。
 - 間伐などの森林整備への支援、木質バイオマスの活用を促進する技術開発や事業化支援、雪氷、ヒートポンプなど自然エネルギーを活用した自然循環型農業の推進、太陽光発電など新エネルギーの導入と事業展開により、環境保全と産業振興、雇用の創出を図ること。
 - 「ふるさと雇用再生特別交付金」「緊急雇用創出事業交付金」の用途については、地域ニーズや創意工夫が図られ弾力運用が可能になるよう条件を緩和するとともに、交付金は地方自治体に直接交付すること。
 - 離転職者のための職業教育・能力開発の機会を拡充するため、ポリテクセンターや高等技術専門校、認定職業訓練校、専修学校、各種学校などとの連携が図られる仕組みを作ること。
- セーフティネットの拡充
 - 法に反する「雇止め」や「解雇」、「時間外手当不払い」

に対する罰則規定の強化、「有給休暇の取得促進」などに向け関係法令を改正するとともに監督指導を強化すること。

- 特定受給資格者の基本手当の所定給付日数を延長すること。
- 季節労働者の通年雇用化の促進と冬期間の就労・生活支援策拡充に向け、①雇用保険の特例一時金を60日分にする。②通年雇用促進事業について「地域協議会」が主体的に事業を決定・実行できるよう委託条件の大幅見直しを行うこと。③自治体における季節労働者対策の冬期事業拡充のために、特別交付税など財政措置を講ずること。
- 雇用保険の受給要件を満たさない労働者についても、一定水準の生活を保障し職業訓練を受講できるよう生活保障給付制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

北海道芽室町議会議長 高橋 源

公的医療機関の安定経営と地域医療の確保及び療養病床の存続を求める意見書

記

- 地域医療の確保に向け診療報酬制度を改定すること。
- 公的医療機関の安定運営に向け財政措置要件の緩和と規模を拡充すること。
- 医師・看護師などの医療従事者の確保に向けた施策の充実を図ること。
- 自治体立病院の策定する「公立病院改革プラン」の実施に当たっては、医療機能の維持・強化を前提とし地域医療の後退を招くことがないよう支援すること。
- 地域の実情に合わせて医療療養病床を維持すると共に、介護療養病床の役割を再評価し、存続を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

北海道芽室町議会議長 高橋 源

みなさんの町政です。 議会の様子を見にきてください!!

* 議会における本会議・各委員会の様子は、どなたでも傍聴できます。

* 町のホームページ(議会のページ)からインターネットで本会議の様子を生中継で配信しています。

※過去に開催した議会中継の録画も観ることができます。

町のホームページアドレス

<http://www.memuro.net/>

お問い合わせ 議会事務局総務係 Tel 62-9731